

政策討論会 議事要旨

令和7年8月8日（金）
10時00分から
11時00分
5階 第1委員会室

1. 議題の中心的な論点【第5条】（議員報酬の減額）における減額率について
本日の議論は、事前アンケートの結果、特に意見が二分された条例案第5条の
「議員報酬の減額率」に焦点を当てて行われた。1年（365日）を超えて長期
欠席した場合の報酬について、【案①】不支給（100%減額）とするか、【案②】
2分の1を支給（50%減額）とするかが主な論点となった。

案①を支持する議員からは、主に「市民感覚」と「議員としての説明責任」
を重視する意見が述べられた。

○市民感覚と説明責任の観点から

- ・「1年を超える長期欠席で報酬が支払われることは、市民感覚からずれている。市民への説明責任を果たす上で、1年以上活動できない場合は不支給とすることが明確で分かりやすい」
- ・「『働く者食うべからず』という感覚が一般的であり、市民に説明する際はゼロの方がすっきりと分かりやすい」
- ・「月額報酬として公開されている以上、12ヶ月間出席できていないのであれば、ゼロと説明するのが最も合理的である」

○議員報酬の性質と職責の観点から

- ・「議員報酬は活動の対価・成果として支払われる『報酬』であり、生活を保障するための『給与』ではない。職務を遂行できないのであれば、報酬は発生しないと考えるべきだ」
- ・「自ら立候補して議員という職を選んでいる以上、生活保障が第一ならその職を選ぶべきではない。我々はまず市民からの付託に応える責任がある」

○復帰のしやすさの観点から

- ・「報酬を受け取らずにいた方が、療養に専念でき、復帰する際も『活動していない間は報酬をいただいていませんでした』と正々堂々と言えるのではないか」
- ・「報酬を半分もらう、もらわないで復帰のしやすさが変わるとは思えない」

案②を支持する議員からは、「議員の身分保障」や「人道的な配慮」、そして「多様な人材確保」の観点からの意見が中心となつた。

○議員の身分・生活保障の観点から

- ・「議員報酬が生活給ではないというのは理想論。現実には会社員との兼業は難しく、多くの議員にとって報酬は生活の基盤となっている」
- ・「病気や事故など、本人の意思と無関係に活動できなくなった場合、収入が完全に絶たれれば、治療への専念やその後の生活再建が困難になる」
- ・「議員にも傷病手当のようなセーフティネットが必要。一般企業には保険制度があるが議員にはないため、条例で配慮すべきだ」

○なり手確保と多様な人材確保の観点から

- ・「あまりに厳しい規定は、今後、若い世代や多様な背景を持つ人々が議員を目指す上での障壁になりかねない。なり手不足を防ぐためにも、最低限の保障は必要」

○議員活動の捉え方と人道的な配慮の観点から

- ・「議員活動は会議への出席だけではない。療養中であっても、復帰を願い、市政について考えることも議員の責務の一部だ。その経験は復帰後に必ず活かされる」
- ・「病気で苦しんでいる議員に対し、1年経ったからと報酬をゼロにするのは、『辞職しろ』という無言の圧力になりかねず、人道的にいかがなものか」
- ・「選挙で4年間の付託を受けている重みを考えれば、復帰の意思がある限り、」議員であること自体を否定するような100%カットは行き過ぎだ」

2. その他の条文に関する主な意見

第5条以外の論点についても、以下の通り意見が交わされた。

○条例制定の是非について

- ・岡本議員より、「そもそも、現時点でこのような条例を制定する必要性を感じない。議員報酬は生活給的な側面も考慮されるべきであり、市民から強い要請があるわけでもない」という、条例制定そのものに反対する立場が改めて表明された。

○「正当な理由」の範囲について

いわゆるガーシー議員の事例が引き合いに出されたが、「本条例はあくまで傷病など、本人の意思によらない『正当な理由』がある場合に限られる。意図的な欠席は懲罰の対象であり、この条例とは別問題」として、議論の対象外であることが確認された。

○議員活動の定義について

- ・条例案第2条で「議員活動」を「会議等への出席」と定義している点につい

て、「議員の活動はそれだけではない」との指摘があった。これに対し、「客観的に判断できる基準として、地方自治法等で定められた公的な会議に限定するのは妥当である」との考え方が示された。

3. 意思確認結果

一連の討議の後、第5条について再度、各議員の意思が確認された。結果は以下の通りであった。

【案①】を支持：10名

【案②】を支持：8名

その他（条例制定に反対）：1名

政策討論会 議事要旨

令和7年8月15日（金）
14時00分から
15時00分
5階 第1委員会室

●目的

アンケートでだされた意見を基に条文ごと議論し意見集約を行う

●結果

第1条

- ・「職責を鑑み」ではなく「職責に鑑み」とする修正案がだされ了承された。

第2条

- ・長期欠席の定義について 欠席期間の起算日を明確にするため 「会議等を初めて欠席した日から」という文言を追加する修正案がだされ了承された。

第3条

- ・条文案について了承される。

第4条

- ・条文案について了承される。

第6条

- ・前条、同条 このあたりの表記の仕方について法制執務の確認をする。
- ・条文案について了承される。

第7条

- ・条文案について了承される。

第8条

- ・条文案について了承される。

第9条

- ・条文案について了承される。

●主な議論のポイント

- ・逮捕・勾留時の報酬と期末手当の差し止め（第8条、第9条）：
- ・議員報酬（月額）：逮捕・勾留などで身体拘束された場合、その日数に応じて日割りで報酬の支給を一時的に差し止めることが議論された。
- ・期末手当（ボーナス）：支給対象期間（6ヶ月）内に1日でも身体拘束された事実がある場合、期末手当の支給を全額一時的に差し止めることが議論の中心となった。
- ・議論の焦点：これらの措置が「制裁」にあたるのか、それとも「事務処理上の手続き」なのかについて意見が交わされた。議会としては、有罪が確定していない段階での制裁ではなく、あくまで事務手続きとして差し止め、後に無罪が確定した場合には支給するという立て付けで説明がされた。しかし、市民感情や冤罪の可能性を考慮し、慎重な判断を求める意見も出された。

●今後の動き

本日の議論は第9条まで終了。

次回8月21日午前9時から残りの条文を議論し、各条全体の賛否についても議論する。

政策討論会 議事要旨

令和7年8月25日（木）
8時56分から
10時25分
5階 第1委員会室

●目的

議論が平行線のままとなっている第5条について、議論を深める

●結果

第5条についての協議

追加議論の結果、前回の5条の議論から賛成反対者の配分は変わらないことを確認した。

（意見）

豊氏：報酬がゼロになることについて、議員としての収入がなくなると議員一本だと無報酬になる。議員としての身分保障のため、ある程度の支給は必要と考える。

則武：理想としては、市民の負託を受けて活動した対価。一方で若い人に頑張ってほしい、将来的ななり手不足を考えると保証は必要と考える

利裕：非常勤の特別職。教育委員会の委員等の報酬と同じ。一定の役務の対価としての反対給付。として給料と区別されている。逐条解説より。

俊：報酬は建前、潤沢にあればいい。生活にはつかわないが議員活動の実につかうのは現実的に無理。現実にはそれで暮らす人もいる。

利裕：生活できるかできないかの議論は月額報酬をどうするかという別の考え方。切り分けるべき。

主久：活動への報酬。報酬がアップされているところは、活動量が理解されている。生活費のための議員ではないと考える。

増田：則武議員の話は死活問題。生活費の側面はある。報酬額になつとくできないなら議員にならなければいい。

内藤：議員報酬の考え方。役務の対価。議員として市民に託されて、ただ活動できないなら減額する。会議に出席するだけが対価ではないと思っている。ゼロはちがうのではにかと思っている。議員という立場にあるのならいただいてもいいと考える。

議長：議員報酬の性質にたいして市民どう説明するか発言してほしい。

賀茂議員：報酬の性質については、市民への説明は自治法どおり行うべき。

俊：議員活動、議会活動、政務活動は議員の活動であって、わけることはできないと考える。身分が確定しているから支払われるものと考える。首長は退職金までである。

主久：判断がしやすいのは1案の方だと考える。年4回の定例会を基準に考える。

俊：あくまで選挙をとおっている身分に対する保証。

●主な議論のポイント

- 逮捕・勾留時の報酬と期末手当の差し止め（第8条、第9条）：
- 議員報酬（月額）：逮捕・勾留などで身体拘束された場合、その日数に応じて日割りで報酬の支給を一時的に差し止めることが議論された。
- 期末手当（ボーナス）：支給対象期間（6ヶ月）内に1日でも身体拘束された事実がある場合、期末手当の支給を全額一時的に差し止めことが議論の中心となった。
- 議論の焦点：これらの措置が「制裁」にあたるのか、それとも「事務処理上の手続き」なのかについて意見が交わされた。議会としては、有罪が確定していない段階での制裁ではなく、あくまで事務手続きとして差し止め、後に無罪が確定した場合には支給するという立て付けで説明がされた。しかし、市民感情や冤罪の可能性を考慮し、慎重な判断を求める意見も出された。

●今後の動き

次回政策討論会は10月2日 10:00～

政策討論会 議事要旨

令和7年10月2日（木）
13時15分から
14時53分
5階 第1委員会室

議題

（1）第10条以降の条文の確認

第10条から第14条について、条例案のとおり了承される。

（2）第5条の取扱いに関する最終協議

365日以上欠席した場合、不支給とする案①を指示するか、2分の1支給とする案②を指示するかについて協議するも、双方平行線となり意見が割れたため。多数決をとり今後の方針を決めることとなった。以下多数決の結果。

【案①支持者9名】

浅田基行議員、大橋勝彦議員、中村純也議員、賀茂博美議員、土屋主久議員、木村典由議員、小林浩文議員、勝又利裕議員、増田祐二議員

【案②支持者8名】

小林俊議員、勝又豊議員、内藤法子議員、三富美代子議員、杉山茂規議員、二ノ宮善明議員、則武優貴議員、佐野利安議員

今後の方針

多数決の結果も踏まえ案①（不支給）を採用した条例案を12月議会に上程する。提出にあたり、提案者を案①賛成者とするかについては今後議員協議会を開催し検討する。

条例案については、定例会への提出に向け内容の確認（法制執務のチェックなど）に入る。11月4日開催予定の議会運営委員会に間に合えばそこで取扱いについて協議する。

以上、上記の件を決定いただきまして、14：53 閉会となりました。